

改正

昭和53年12月19日規則第35号
昭和56年3月16日規則第1号
平成6年12月30日規則第34号
平成14年10月1日規則第37号
平成15年9月30日規則第28号
平成16年7月28日規則第33号
平成17年9月21日規則第32号
平成18年9月27日規則第58号
平成20年3月26日規則第8号
平成20年10月2日規則第59号
平成20年12月30日規則第67号
平成24年7月4日規則第23号
平成26年9月30日規則第34号
平成27年3月26日規則第11号
平成28年9月9日規則第29号
平成29年9月11日規則第28号
平成30年7月30日規則第28号
平成31年4月26日規則第19号

根室市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は根室市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和48年根室市条例第54号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(一部負担金)

第1条の2 条例第2条第7項の規定による一部負担金は次のとおりとする。

(1) ア 受給者が3歳未満（3歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の末日までの期間を含む。）又はその属する世帯員全員が市民税非課税者の場合、初診時一部負担金は0円とする。

イ 基本利用料（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額に同法第67条第1項第1号に規定する割合を乗じて得た額をいうものとする。）については、受給者が属する世帯員全員（生計維持者を含む）が市民税非課税者の場合、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年10月19日政令第318号）（以下「令」という。）第15条第3項第3号の規定により8,000円を上限とする。

(2) 上記以外の場合

法第67条第1項第1号の規定の例により算定した一部負担金（基本利用料を含む。）に相当する額その他の同法に規定する後期高齢者医療被保険者が同法の規定により負担すべき額（食事療養標準負担額及び生活療養標準負担を除く。）に相当する額から令第14条の規定の例により算定した月間の高額療養費に相当する額を控除した額とする。この場合において、同条第1項の月間の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は令第15条第1項及び第2項の規定にかかわらず、57,600円とする。ただし、療養のあった月に属する世帯の受給者に対し、当該療養のあった月以前の12月以内に既に月間の高額療養費に相当する額が支給されている月数が3月以上ある場合については、44,400円とする。また、令第14条第3項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は令第15条第3項の規定にかかわらず18,000円とする。

2 令第14条の2の規定の例により、計算期間（毎年8月1日から翌年7月31日までの期間）の末日において、計算期間における前項第2号の算定による受給者負担額の合算が高額療養費算定基

準額を超える場合、年間の高額療養費に相当する額を受給者に支給するものとする。なお、同条の規定の例による年間の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は、令第15条第8項の規定により144,000円とする。

(一部負担金と基本利用料の合算)

第1条の3 前条第2号の場合であって受給者が条例第2条第8項に規定する基本利用料を負担した場合には、当該基本利用料を加算した額で算定するものとする。

(条例第3条第3号及び同条第4号に規定する所得の額等)

第2条 条例第3条第3号及び同条第4号に規定する所得の額並びに所得の範囲及び所得の額の計算法は、別表によるものとする。

(受給者証の交付申請)

第3条 条例第5条の規定による受給者証交付申請書は重度心身障害者にあつては別記第1号様式、ひとり親家庭の母又は父と児童にあつては別記第2号様式によるものとする。

2 前項の申請書には次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 重度心身障害者にあつては条例第2条第1項に規定する身障手帳又は同項第2号に規定する判定書若しくは診断書又は同項第3号に規定する精神保健手帳

(2) 条例第3条第3号又は同条第4号に規定する受給者又は配偶者若しくは扶養義務者の所得の状況を明らかにする書類

3 条例第2条第2項、第3項、第4項及び条例第3条に規定するものについては前項の規定にかかわらず戸籍簿、住民基本台帳、市民税課税台帳、若しくは根室市遺児養育手当支給台帳等の公簿により確認するものとする。

(受給者証)

第4条 条例第5条に規定する受給者証は重度心身障害者にあつては別記第3号様式又は別記第3号様式の2、ひとり親家庭の母又は父と児童にあつては別記第4号様式によるものとする。

2 前項の受給者証は、毎年更新するものとし、その期間は、7月1日から7月31日までとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(受給者証の再交付)

第5条 受給資格者が受給者証を紛失又は毀損し受給者証の再交付を受けようとするときは別記第5号様式の受給者証再交付申請書を市長に提出しなければならない。

(医療費の支給申請)

第6条 受給資格者が条例第6条第2項の規定による医療費の助成を受けようとするときは別記第6号様式による申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は月の初日から末日までの分を毎月ごとに翌月の10日までに市長に提出しなければならない。ただし、受給資格者が死亡した場合にはその受給資格者と同一世帯内の生計中心者が提出しなければならない。

(医療費の支給決定)

第7条 市長は前条の申請書を受理したときはその内容を審査し医療費の支給を決定したときは別記第7号様式による支給決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

2 前項の医療費の支給時期は当該請求書を受理した月の末日とする。

(条例第4条第2項に規定する額等)

第7条の2 条例第4条第2項に規定する額及び計算法並びに負担区分等は令第15条第3項(同項第2号に掲げる者については第1号を適用する。)に規定する額とする。

(届出)

第8条 条例第7条第1項第1号の規定による住所氏名、又は保険者等の変更は別記第8号様式により同条同項第2号の規定による資格喪失は別記第9号様式によるものとし当該届書には受給者証を添付するものとする。

(受給資格台帳)

第9条 市長は医療費助成の経過内容を明らかにするために重度心身障害者にあつては別記第10号様式、ひとり親家庭の母又は父と児童にあつては別記第11号様式の受給資格台帳を作成し記録するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和48年10月1日から適用する。

附 則（昭和53年12月19日規則第35号）

この規則は、昭和54年1月1日から施行する。

附 則（昭和56年3月16日規則第1号）

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（平成6年12月30日規則第34号）

この規則は、平成7年1月1日から施行する。

附 則（平成14年10月1日規則第37号）

この規則は、平成14年10月1日から施行する。ただし、第4条第2項の改正規定は、平成14年9月1日から適用する。

附 則（平成15年9月30日規則第28号）

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成16年7月28日規則第33号）

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成17年9月21日規則第32号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年9月27日規則第58号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。

（根室市乳幼児医療費給付金条例施行規則の一部改正）

- 2 根室市乳幼児医療費給付金条例施行規則（昭和48年根室市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第2号中「標準負担額」を「食事療養標準負担額」に改め、「40,200円」を「44,400円」に改める。

附 則（平成20年3月26日規則第8号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年10月2日規則第59号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の根室市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成20年10月1日から適用する。

附 則（平成20年12月30日規則第67号）

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成24年7月4日規則第23号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成26年9月30日規則第34号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月26日規則第11号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月9日規則第29号）

この規則は、公布の日から施行し、平成28年8月1日から適用する。

附 則（平成29年9月11日規則第28号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の根室市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則の規定は平成29年8月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の第1条の2第1項第2号における月間の高額医療費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額（以下「高額療養費算定基準額」という。）において、平成29年7月31日以前の医療費における高額療養費算定基準額については、「57,600円」を「44,400円」、「14,000円」を「12,000円」と読み替えるものとする。

附 則（平成30年7月30日規則第28号）

（施行期日）

1 この規則は、平成30年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の根室市重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則第1条の2第1項第2号における月間の高額医療費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額（以下「高額療養費算定基準額」という。）において、平成30年7月31日以前の医療費における高額療養費算定基準額については、「18,000円」を「14,000円」と読み替えるものとする。

附 則（平成31年4月26日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

1 所得の額	(1) 条例第3条第3号に規定する所得の額は、前年の所得（1月から7月までの分の医療に関する経費の助成については、前々年の所得とする。以下同じ。）とし、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第8条第1項において準用する同令第2条第2項に定める額とする。 (2) 条例第3条第4号に規定する所得の額は、前年の所得とし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第2条の4第7項に定める額とする。
2 所得の範囲	(1) 条例第3条第3号に該当する場合にあつては、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第8条第2項において準用する同令第4条の規定によるものとする。 (2) 条例第3条第4号に該当する場合にあつては、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第9条第2項並びに児童扶養手当法施行令第2条の4第6項及び第3条第1項の規定によるものとする。
3 所得の額の計算方法	(1) 条例第3条第3号に該当する場合にあつては、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第8条第3項において準用する同令第5条の規定によるものとする。 (2) 条例第3条第4号に該当する場合にあつては、児童扶養手当法施行令第4条第1項及び第2項の規定によるものとする。